

**「四日市市における今後の隣保館の
あり方」について(答申)**

2003 年(平成 15 年) 9 月

四日市市隣保館運営審議会

平成15年9月12日

四日市市長 井上 哲夫 様

四日市市隣保館運営審議会
会 長 児 玉 克 哉

「四日市市における今後の隣保館のあり方」について(答申)

平成14年5月29日付け同和第40号をもって諮問のありました「四日市市における今後の隣保館のあり方」について、別添のとおり答申します。

本審議会は、諮問以降本日まで6回の審議会を開催し、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効後における隣保館に必要な施策について審議を行ってきました。

これまでの隣保館における活動の成果と課題を踏まえ、同和問題をはじめとするあらゆる差別の早期解決を図るため、本審議会の答申を尊重し、引き続き所要の施策の推進に努められるよう要望いたします。

目 次

はじめに	1
1. これまでの経緯	2
2. 隣保館の現状と課題	3
3. 今後の隣保館活動に向けて	6
おわりに	12

はじめに

1965年(昭和40年)の同和対策審議会答申(以下「同対審答申」という。)は、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と指摘した。

また、同時に同対審答申は、社会福祉に関する具体的方策の中で、対象地区住民の社会福祉を積極的に推進するため、「既設の隣保館、公民館、集会所などを総合的見地に立って拡充し、その施設のない地区には新設して、欧米諸国にみられるコミュニティセンターのごとき総合的機能を持つ社会福祉施設を設置するとともに、指導的能力ある専門職員を配置すること」とし、隣保館等の整備充実を図り、同和問題解決のために対象地域におけるコミュニティセンターとして運営することの必要性を提起した。

同対審答申を受け、1969年(昭和44年)7月に制定された同和対策事業特別措置法によって、隣保館の設置・運営に対しての補助制度が充実され、また、同年12月、隣保館設置運営要綱が定められ、隣保館は「地域住民に対して生活上の各種相談事業をはじめ社会福祉、保健衛生等に関する事業を総合的に行い、もって地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上及び同和問題のすみやかな解決に資する」ことを目的とし、「社会調査及び研究事業、相談事業、地域福祉事業、その他各種クラブ活動・レクリエーション・教養文化活動等地域住民の交流を図る事業等を行う」とされた。

これを契機に、隣保館建設は全国的な取り組みとなって進められ、同和問題解決のための地域の拠点施設として、地域住民に対する生活上の各種相談事業をはじめ、社会福祉、保健衛生、文化・教養、社会教育、地域における団体育成等に関する事業等を実施するとともに、国民的課題としての同和問題に対する理解を深めるための活動が展開されてきた。

その後、1996年(平成8年)5月に出された地域改善対策協議会の意見具申は、特別対策を早期に一般対策へ移行させることとし、隣保館について、「周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、今後一層発展していくことが望まれる。地域の実態把握や住民相談といった基本的な機能に加え、教養文化活動の充実や地域のボランティアグループとの連携など地域社会に密着した総合的な活動を展開し、さらにこれらの活動を通じて日常生活に根ざした啓発活動を行うことが期待される。このため、隣保館等の地域施設において各種の事業を総合的にかつ活発に展開することができるよう、国として適切に対応すべきである。」と提起した。

国はこれを受けて、1997年(平成9年)9月、「隣保館設置運営要綱」を改正し、これまでの特別措置法の下での活動から社会福祉事業法(現 社会福祉法)による一般対策としての隣保事業に移行するとともに、相談事業、地域交流事業の一層の拡充が図られた。

このような経過を経て進められてきた隣保事業であるが、2002年(平成14年)3月末をもって、1969年(昭和44年)の同和対策事業特別措置法以降三つの特別措置法の下で33年間にわたって積極的に進められてきた同和対策事業が終了し、一般対策に移行したことから、隣保館についても新たな局面を迎えたことから、2002年(平成14年)5月29日、当審議会は四日市市長から「四日市市における今後の隣保館のあり方」についての諮問を受けたところである。

また、国においても、特別措置法の期限切れを踏まえ、さらなる隣保事業の推進を図るため、当審議会審議中の2002年(平成14年)8月29日に「隣保館設置運営要綱」を改正し、「地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う」という、今後の隣保館の機能が提示された。

当審議会は、これら隣保館を取り巻く環境の変化を視野に入れ、かつ、これまでの隣保館が同和問題の解決に果たしてきた実績や課題等を総括しながら、本市の今後の隣保館のあり方についてさまざまな観点から検討を重ねた結果、ここに、以下のとおり意見を述べるものである。

1 これまでの経緯

本市においては、同和問題の早期解決を市政の重要課題の一つとして位置づけ、生活環境の整備をはじめ、社会福祉の充実、教育の向上等の諸施策を積極的に推進してきた。

本市の隣保館は、1973年(昭和48年)に小牧市民会館が、1975年(昭和50年)には神前市民会館がそれぞれ建設され、地域住民を対象として、生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図り、同和問題のすみやかな解決に資することを目的に、同和問題解決のための地域の拠点施設として、生活上の各種相談事業をはじめ、社会調査及び研究事業、地域福祉事業、啓発及び広報活動事業、各種クラブ活動・レクリエーション・文化・教養活動等の地域交流事業、その他地域における団体育成等に関する事業等を実施するとともに、国民的課題としての同和問題に対する理解を深めるための活動などさまざまな事業に取り組んできた。

なお、1973年(昭和48年)には天白教育集会所、1975年(昭和50年)には赤堀教育集会所が建設され、名称・所管は異なるものの市民会館と同一歩調で隣保事業に取り組んできていることは、他市に例を見ない本市の大きな特徴である。

それぞれの市民会館・教育集会所が、同対審答申の中の同和対策の5つの柱である「環境改善に関する対策」「社会福祉に関する対策」「産業、職業に関する対策」「教育問題

に関する対策」「人権問題に関する対策」の具現化にあたり、地域の実態に即し、地域住民のニーズを反映した総合的な事業の展開に際しては、各隣保館運営委員会をはじめ地元自治会や関係団体の協力を得るなど、地域に密着して同和問題解決に向けて果たしてきた役割には大きなものがある。

特に、相談事業については、同和行政の第一線機関として、地域住民のあらゆる生活上の相談について、関係機関との連携を図りながら、住民の個々具体的なケースに応じて自立支援のため適切な助言指導を行うとともに、家庭への訪問指導など地域の意向や個々の状況に配慮した取り組みにも努めてきている。

1993年(平成5年)8月の四日市市同和対策委員会の「四日市市における同和対策事業の今後のあり方について」の答申の中で、市民会館・教育集会所の役割として、「主要な業務のひとつは、地区住民が部落差別に起因する生活実態から一日も早く自立が図られるよう、各種の活動を支援していくことである。同和地区住民の自主的な活動を促進し、自立意識と社会的な自覚の高揚を図ることが、特に重要な役割である。同和問題の解決を図るための施設として地区内はもちろんのこと、周辺地域の人々との交流の場として、また、地域社会における福祉・文化・人権の中心的役割を果たす施設として活用していくことが必要である。」と述べている。

また、1998年(平成10年)には四日市市同和対策委員会に生活・就労部会及び教育・啓発部会が設置され、2000年(平成12年)3月に生活・就労部会のまとめとして、「市民会館・教育集会所の活用」の中で、「館所職員のあり方、相談事業のあり方、地区市民センターとの連携、事業の見直し」について提言がなされている。

さらに、2002年(平成14年)3月には、「人権教育のための国連10年」の国連決議による「四日市市行動計画」が策定され、人権教育・啓発の分野において市民会館・教育集会所における「地区住民の自立支援、周辺地区との交流促進事業」への取り組みが推進項目に取り上げられており、現在これら提言内容の具体化及び計画の推進に努めているところである。

2 隣保館の現状と課題

隣保館は、設立以来、同和問題解決のための地域の拠点施設として、各地域の実態に即して生活上の各種相談事業をはじめ、社会福祉、保健衛生、文化・教養、社会教育、地区における団体育成等に関する事業を実施するとともに、同和問題をはじめとする人権啓発に関する活動に努めてきた。特に生活面における諸制度の利活用をはじめ日常生活における悩み事の解決など、物心両面への支援が隣保館の大きな使命と捉え、地域住民の生活改善

指導を中心にしながら、周辺地域住民の参加を呼びかけて隣保事業を実施してきた。

その結果、地域住民の生活支援と自立促進に一定の成果をあげるとともに、同和問題の解決に向けた取り組みや啓発活動が他の人権に対する取り組みにも大きな影響を与え、拡がりを持たせる重要な役割を果たしてきた。しかしながら、前述のとおり特別措置法が法切れとなった現在においても、生活保護受給率や不安定就労、児童・生徒の低学力傾向の問題等の課題が残されており、また、市民の偏見・差別意識もまだまだ根強く、同和問題に対する認識もまだ不十分であるなど、残された課題はなお存在しているのが現状である。

また、生活環境が大きく向上した住民と成果があまり得られなかった住民との二極化が具現化してきている問題、自立に向けた事業実施に際し目的についての説明が十分でなかったことなどから行政依存体質に陥り、一部に自立促進という目的に逆行した意識が生まれるという課題や、隣保事業や各種団体等地域内活動への参加者が固定化し、まちづくりへの協力が低調となってきていることなど、課題が山積している。

隣保館はこの現状を直視して、住民参加のもと、住みよいまちづくり支援に向けて有効な事業計画を立案し、その実践に努めなければならない。そのためには、過去の経緯にとらわれることなく創意工夫を図り、地域住民との役割分担を明確にしながら、地域に密着して残された諸課題に取り組むとともに、併せて、地域住民の福祉向上、人権啓発のための交流拠点となる、地域社会に開かれたコミュニティセンターとしての役割を果たす必要がある。

なお、2002年(平成14年)に実施した「同和問題解決のための実態調査」によると、これまでの隣保館活動に対して 65.3%の世帯が「非常によい」「よい」と評価している。このうち 45.8%の世帯が「いろいろな悩みの相談に応じてもらった」ことをその理由にあげており、これまでの隣保館における相談活動については一定の成果をみることができる。また、今後の隣保館への期待としても、「いろいろな悩みの相談に応じて欲しい」と 44.8%の世帯が回答しており、隣保館活動の根幹をなす相談事業に対する期待が高いことが読み取れる。

しかし一方で、被差別体験時における対処方法としては、「誰にも相談しなかった」(46.2%)が一番多く、「家族や親戚に相談した」(29.2%)、「友人に相談した」(7.7%)、「その他」(7.7%)がこれに続いており、「行政に相談した」のはわずか 5.1%にすぎず、被差別体験に関する相談など相互の信頼関係が前提となっているものについては、その機能が十分に発揮されているとは言い難いのが現状である。

このように、隣保館を総論的に見ても課題は多く、隣保館が取り巻く環境の変化に対応しきれていない面があることは否めない事実である。

次に、隣保館が実施している個別事業の現状と課題について述べることとする。

(1) 調査・研究事業

効果的な隣保事業を実施するに当たっては、その基礎となる地域住民の意識や生活実

態を的確に把握する調査研究が不可欠である。

これまでも、地域における世帯・人口、一人暮らしや寝たきりの高齢者等の実態把握を行ってきたが、地域と常に接している隣保館として、日常的に地域の状況を把握しておくことは、今後の行政施策を進めていく上で非常に重要なことである。

また、その結果や状況を隣保事業や地域活動にどのように生かしていくかを隣保館独自で研究していくことも重要なことは言うまでもない。

(2) 相談事業

相談事業は、地域住民にとってより身近で信頼される隣保館を目指すための根幹をなす事業であり、それぞれの隣保館は、各地域の状況に応じ、生活相談、行政相談、教育相談、福祉相談、職業相談、経営相談等を開設し、職業相談員、経営指導員、民生委員・児童委員等の協力も得て、地域住民の日々の生活上の各種相談に応じてきている。

相談にあたっては、相談者のプライバシーに配慮しつつ、一人ひとりが抱える問題に対応してきているものの、相談内容が多様化かつ専門的になってきていることから、地域住民のニーズに対応しきれないことも多くなりつつあり、気楽に相談できる雰囲気づくりや職員の資質向上を図るとともに、関係機関や団体との連携をより一層進めて、迅速的確な相談が行える体制づくりが求められている。

(3) 地域福祉・保健事業

様々な生活上の課題を解決し、生活を高めていくため、福祉に関する行政施策の情報提供はもとより、一人暮らしの高齢者等の安否確認など、地域の状況に応じて、今後も高齢者、障害者等の在宅福祉の充実に努めていく必要がある。

また、2002年(平成14年)の本市実態調査では、福祉相談体制や福祉情報のわかりやすい提供方法の検討が必要であると報告されており、隣保館が果たす役割には大きなものがある。

(4) 啓発及び広報活動事業

毎月の隣保館だより、行事予定表、健康だより等の地区内への全戸配布を通じて、隣保事業や施策等の情報提供に努め、また、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する講演会を開催するなど、人権意識の高揚に努めているところであるが、隣保事業のみならず隣保館の役割自体がまだまだ周辺地域に十分理解されていないことが、周辺地域と連帯した事業を推進していく上で疎外要因になっているものと思われる。

また、最近においても悪質な差別落書きが起きるなど、これまでの同和対策事業に対する正しい認識が得られず、いわゆる「ねたみ差別」も依然として残っており、同和問題を中心と

した人権啓発活動の一層の取り組みが重要な課題となっている。

(5) 地域交流事業

教養・文化活動、地区文化祭の開催、スポーツ・レクリエーション等を通じて、地域住民の連帯、地区内外の交流、各種団体同士の交流など、地域の状況に応じて事業を展開しているところであるが、隣保館が住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして今後一層発展していくためには、そのきっかけの一つとなる地域交流事業をいかに効果的に企画・実施していくかが課題である。

(6) 教養講座

習字、生花、編物、パソコン教室などの各種教養講座が、それぞれの地域の状況に応じて開催されてきている。隣保館における文化・教養講座は、地域住民の自己学習能力を高め生活の向上を図るとともに、周辺地域住民の参加交流を図りながらコミュニケーションを深め、地域社会の一員としての連帯感、共同性を認識することによって同和問題に対する理解を深めることを目的に実施するものであるが、マンネリ化、参加者の固定化、地域内住民の参加の少なさ、地区市民センターでの事業との重複等を指摘する声がある。

(7) 児童集会所活動

隣保館の指導主事及び地域の保幼小中が中心となって、地区の児童・生徒の基本的な生活習慣や基礎的な学力を身につけるとともに、差別に対する正しい認識を育て、差別に負けずに立ち向かっていく力をつけることを目的として、学習会、子ども集会、進路相談、仲間づくり等の活動を展開してきたことに加え、2002年(平成14年)度からは新たに、学校5日制に伴い子どもたちの居場所づくりと、そこでの活動を通して幅広い交流や相互理解を図ることにより、仲間としてお互いを尊重しあう心を育むことを目的として、土曜日・日曜日・祝祭日に、クラブ活動、レクリエーション、教養・文化活動などの各種活動を行う「キッズ・ホリデースクール」を始めたところである。

3 今後の隣保館活動に向けて

これまでの隣保館活動は、地域住民への支援に軸足を置きながら、周辺地域住民の参加を呼びかけて事業が実施されてきた。その結果、前述のとおり地域住民の生活支援と自立促進等に一定の成果をあげるとともに、同和問題の解決に向けての重要な役割を果たしてきたが、現在も解決されていない課題が残されているのも事実である。

当審議会は、残された課題と新たに取り組むべき課題を解決するため、今後隣保館が果たすべき役割等について次のとおりまとめた。

1 隣保事業の充実

(1) 調査・研究事業

隣保館が日常行う調査・研究が、今後、行政施策を展開する上で、現行制度の活用や新たな施策の創設に重要な役割を担うことを十分認識し、現在実施している実態把握をさらに深めるとともに、隣保事業に対するニーズをはじめ、人権・同和問題についての意識調査等、隣保館なればこそ可能な調査・研究を進めるべきである。

また、地域の状況や住民の生活実態を常に把握しておくことが、隣保事業を進めるにあたって非常に重要なことであることを強く認識すべきである。

なお、調査・研究事業の推進にあたっては、隣保館自ら実施するばかりではなく、NPO等民間への委託についても検討していく必要がある。

(2) 相談事業

2002年(平成14年)の本市実態調査の結果からも、今後の隣保館活動への期待として、「いろいろな悩みの相談に応じて欲しい」ことが一番多くあげられている。

相談事業においては、その相談の解決のみではなく、相談者にとっては相談自体が不安や悩みを打ち明ける行為として大きな意味を持っている場合が多いため、より相談のしやすい隣保館の姿が求められる。

また、専門分化的な相談事業も必要不可欠であるが、まず第一義的には、隣保館における総合的な相談事業の展開が重要である。

そのためには、隣保館職員は、常日頃から地域住民との信頼関係を築くよう努めなければならないことはいままでもなく、悩みや心配、願いや希望をしっかりと受け止めて、相談者に安心感を与えられる職員でなければならない。また、カウンセリング能力、幅広い知識や能力、説明力、豊かな感性など高い資質が求められることから、人権センターと連携した相談担当職員の研修への参加をはじめ、カウンセラー研修や職場でのケース研究など不断の研鑽に努め、相談担当職員の資質向上を図る必要がある。

また、相談内容によっては専門的な知識や継続的な対応が求められることもあるため、関係機関とのコーディネート機能の強化と相談事業のネットワーク化に努めるとともに、幅広い視野を持った、できれば地域を理解している人材の活用、弁護士などの専門家による相談窓口の開設、NPO等への委託などを検討する必要がある。

さらに、現在行っている隣保館での開設相談事業に加え、調査・研究事業として実施する意識調査と併行して、常に地域を回ってニーズの把握に努めることや、相談のために各

戸を訪問するといった訪問相談をより一層進めていくことが大切である。

なお、相談事業はその資料を蓄積しておくことが大切であるが、極めて個人のプライバシーに関わる部分が多く、守秘義務には十分注意を払わなければならない。

(3) 地域福祉・保健事業

様々な生活上の課題の解決や生活の向上のために、隣保館では「福祉と人権のまちづくり」の観点から地域の福祉を高めていく取り組みが必要であり、地域が行政施策から取り残されることのないよう、地域に内在しているニーズをつかみ、多様な援助方法を組み合わせることで総合的な福祉・保健サービスを推進するための調整役としての機能を果たすことが隣保館に課せられた大きな役割である。

また、地域福祉の推進には、住民間の共感と連帯意識が重要であり、地域福祉のために何かしたいという思いを持った人材の発掘を行い、ボランティアやコーディネーターの育成と組織化を推進することも大切である。

特に、高齢化が進み、介護の必要性が高まる高齢者対策については、ホームヘルパー養成講座や介護技術習得講習会などの開催、地域住民を地域ぐるみでケアしていく相互扶助に向けた取り組みについても検討していく必要がある。

また、保健事業については、現在行っている市保健センターの保健師による健康相談、栄養士による栄養教室等を継続し、生活習慣面の指導など自らの健康に対する自発性を促す必要がある。

(4) 人権啓発事業

地域住民が学習に意欲的に取り組み自立を促進することは、同和問題の解決に欠かすことはできないが、より重要なことは、周辺地域住民に対する同和問題をはじめとする人権問題への正しい認識を深めるための効果的な啓発事業への取り組みである。

隣保館は、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について、周辺地域を含むより幅広い住民層を視野に入れた人権啓発の活動拠点として、人権の学習、啓発、交流の場として発展していくことが求められる。

特に、参加者が受身的に受講するこれまでの知識や技術を伝えるだけの啓発活動ではなく、人権問題を自分自身の問題として捉え、態度や行動に積極的な影響を与えることが可能であり、人権問題のリーダーを養成するという側面も持ち合わせている参加・連続型の人権講座を実施することが望ましい。

(5) 広報活動事業

広報活動については、地域住民を対象にするばかりでなく、小学校区や地区全体など

周辺地域を対象に情報発信する広報活動を展開する必要がある。

そのためには、これまでの隣保館だよりなどの配布物をより広い範囲に配布することに加え、IT を活用したホームページを作成し、隣保館の意義や行事内容、人権に関する情報等、PRも兼ねた積極的な情報発信について検討すべきである。

なお、効果ある情報発信とするためには、内容・レイアウトを読みやすく親しみやすいものとするよう心がけるとともに、隣保館だよりについては、地域の人の執筆による記事を掲載するといった参加型とすることなどの工夫も必要である。

(6) 地域交流事業

これまで、各種事業を通じた地区内外の交流事業を実施してきたが、隣保館が同和問題をはじめとするあらゆる人権問題解決の拠点として、また、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして今後一層発展していくためには、隣保館が日常的に地域社会全体に広く利用され、開かれた施設となる必要がある。

1997年(平成9年)度から、これまでの交流事業に加えて地域交流促進事業が新たに創設されるなど、一般対策へ移行したことに伴い、隣保館にはこれまで以上に周辺地域との交流を行うことにより、地域社会における相互理解を促進していくことが強く求められている。

(7) 文化・教養に関する事業

文化・教養に関する事業を開催するにあたっては、これらが同和問題解決の重要な基礎となるという認識と、その方法として地域住民の自主的、組織的な活動を促すことの重要性を十分に踏まえておく必要がある。

また、各種文化・教養講座は、人間としての権利に目覚め、生きることの喜びを体得する場であり、地域住民の意識改革を図り、社会的自覚を高めるものであることから、参加者が一部に偏らないための工夫が必要であり、また、企画にあたっては、アンケート調査等により住民ニーズを把握して地域に根ざしたものとするとともに、受講生が地域の自主的活動のリーダーとなっていけるよう進める必要がある。

さらに、今までの実績を踏まえ、より一層高度な技術や能力の向上、地域の絆や社会参加、連帯感を高める事業なども検討するとともに、特に、「デジタルディバイド(情報格差)」の現実が地域住民にはより厳しく現れている現実を踏まえ、「第2の識字問題」を生み出さないためにも、パソコン教室等のIT講習を積極的に開催することが望まれる。

また、多様化しつつある生活実態に対応して、就労に結びつくような講座や健康問題や福祉問題に関心を持つことができるような講座等、創意工夫が必要となっている。

隣保館で行われる講座は、生活改善・文化活動を通じての交流を深め、その基本に同

和問題解決を目指す主体をどう育てるかという視点があるのに対して、地区市民センターで行われる講座やサークル活動は公民館活動や生涯学習という目的の違いがあることを念頭に置きつつも、今後、隣保館が地域のコミュニティセンターとしての役割を担うためには、常に地区市民センターと連携を密にして、調整した上で計画実施すべきである。いずれにしても、文化・教養講座のあり方を見直し、住民ニーズを的確に把握するとともに、効果についても十分検証して実施することが大切である。

(8) 児童集会所事業

児童集会所においては、子どもたちの学力補充、進路保障の一つとして地区学習会を進めてきたが、今後低学力傾向を打破するためにも、各家庭における教育環境の整備が求められており、保護者も含めた各家庭に対してそのための支援を積極的に進めるとともに、人権、福祉、環境など身近でタイムリーな問題を取り上げて、周辺地域の子どもたちも交えて、個々の成長に合わせた生きる力の醸成に努めていく必要がある。そのため、家庭、地域、学校、関係機関等とさらに密接に連携・協力を図るべきである。

2 地域住民や各種団体とのかかわり

子ども会育成会や老人会、婦人会、青年会等、地域の各種団体の自主的な活動を促進し、住民相互の交流を深め住民の自立を図ることを目的に、団体活動に関わってきているが、隣保館が各種団体の会計補助や企画まで担当するなど、却って自立を阻害している面もあることから、役割分担を明確にして、住民主体の活動となるような協力関係を構築すると同時に、自主運営するための人材育成に努める必要がある。

いずれにしても各種団体等とのかかわりにあたっては、住民の自主的な活動をサポートすることによって、最終的に住民の自立につなげるという目的意識を持って対応すべきである。

3 地区市民センターとの連携

生涯学習や地域活動施設である公民館機能を持つ地区市民センターと、社会福祉施設の隣保館とは、それぞれの設置目的の違いはあるものの、両者ともに地域に密着した行政の第一線機関としての役割を担っていることにおいて軌を一にしている。

しかし、現在の取組状況を見ると、地区市民センターで行われている諸活動や文化・教養活動と、隣保館で行われている活動や文化・教養講座とが同じような内容のものも見受けられることから、今後、隣保館と地区市民センターは、それぞれの機能や役割分担を明確にして事業推進に取り組むとともに、連携を密にするため、定期的に連絡会議を開催するなどお互いの情報交換を図り、事業の調整を図るなど協力・協働して、同和問題をはじめとする人権問題の解決に向け、効果的な事業展開となるように努める必要がある。

4 隣保館運営委員会のあり方

各地区の運営委員会は、それぞれの地域の状況に応じた隣保館の具体的な運営や事業の展開について、広く関係者の意見を聞くという意味で重要な役割を担っている。

ただ、隣保館からの報告を受けるだけにとどまるなど形骸化していたり、行政への要望会的な会議になっていたりするなど、長年の運営の仕方から脱し切れていない面もある。

今後、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして発展していくためには、周辺地域住民の参画、女性委員の登用、充て職からの脱却等、委員構成の見直しを図るとともに、必要に応じて運営委員会の中に部会等の設置や専門家の出席を求めるなど、活発な議論や建設的な提言、また隣保館と運営委員会との協働がなされる場となるような体制づくりや運営をすべきである。

5 職員・勤務体制

隣保館がその目的を達成する上で、隣保館職員の姿勢と意欲が最も重要であるが、職員の資質を十分発揮させるためには、地域の実態に即した運営の工夫が大切である。

各種講座や講演会、交流事業、児童集会所活動などの隣保事業は、社会環境やライフスタイルの変化に伴い、夜間・土曜・日曜・祝日に開催されることが多くなってきていることから、開館時間や開館日並びに職員のフレックス勤務制度や利用者による自主管理の導入など、実態に合致した勤務・管理体制について検討する必要がある。

また、職員について、常に業務分担を見直し、地域の実態、事業の内容に見合った定員配置にしていく必要がある。

6 隣保館施設

隣保館に付属する児童集会所などの施設は比較的建設年数が経っていないが、建築後30年を経過しようとしている隣保館については、これまで施設の一部増設や改修、障害者用トイレの設置や施設入口のバリアフリー化など、必要に応じた対応はなされてきているものの、全体的な老朽化が進んでいる。厳しい財政状況ではあるが、今後、誰もが気軽に立ち寄れて交流が促進できる施設の必要性を認識し、将来的には改築についても検討する必要がある。

なお、隣保館の名称については、「市民会館」として長年親しまれてきているが、近年では「人権文化センター」「ふれあいセンター」等と呼称する隣保館も見受けられ、地域福祉の向上や人権啓発・住民交流の拠点施設として、地区内外に開かれたコミュニティセンターにふさわしい名称とすることについても検討する余地がある。

7 人権のまちづくり

部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすためには、一人ひとりが人権を尊重し合うコミュニティづくりの取り組みが重要である。

人権のまちづくりは、これまでの同和行政で培ってきた実績を生かし、隣保館がその拠点となって、校区や生活圏を範囲として、それぞれの地域特性にあった住民参加・住民主導によるまちづくりを進めていく必要がある。

そのために、第一歩として人権のまちづくりのモデル地区を指定して事業を実施することにより、今後の施策の方向性を探っていく取り組みが肝要である。

8 事業推進・評価体制

隣保事業の推進にあたっては、ある程度の試行錯誤も必要であるが、たえず事業に対する評価を行い、次年度以降につなげることが必要である。

そのためには、地域では各隣保館運営委員会が事業評価の場となり、市全体としての事業推進については、当審議会がその役割を果たす必要がある。

また、市としては、本答申を実現するための支援・推進体制を可能な限り整備するとともに、適切な財政措置を講ずる必要がある。

おわりに

冒頭にも述べたが、同和行政の歴史的な転換期を迎えている現在、隣保館を取り巻く環境は大きく変化してきている。これまでの成果を損なわずに今後、隣保館が地域に密着したコミュニティセンターとして発展していくためには、本答申を尊重するとともに、地域事情も考慮し、それぞれの隣保館にふさわしい内容と方法によって運営が行われるべきである。

なお、隣保館が地域に密着したコミュニティセンターとしての役割を担うにあたっては、一方で地域社会づくりの核である地区市民センターがあることから、地区市民センターのあり方を踏まえて、お互いの役割が競合することのないよう十分配慮する必要がある。

また、実効ある事業の推進と効率的な運営を図るために、これまでの手法だけに頼るのではなく、NPO 法人、社会福祉法人等地域の団体との協働や運営自体を民間の手に委ねるなどの方策について、積極的に研究・検討すべきである。

いずれにしても、隣保館は、幅広い地域住民の参加を得て総合的な活動を展開し、これらの活動を通じて人権・同和問題の解決を図ることが今後とも期待されていることを強く認識し、常に地域住民が広く利用できるよう適切な運営に努めることが重要である。

なお、隣保館と時を同じくして建設された教育集会所について、教育施設という位置付け

ではあるものの、これまで同和問題の解決を目的として隣保事業にも取り組んできている経緯から、本答申に則り、隣保館同様の対応を望むところである。

最後に、本答申の提言は、主に中短期的に実施、改善する必要がある事業が中心であり、提言内容については、2002年(平成14年)の本市実態調査の結果も十分踏まえ、地域の実態や財政状況に応じて計画的に実現に向けて努力されるとともに、長期的な展望に立った隣保館のあり方については、今後の人権行政や地域社会づくりの進展を踏まえて改めて審議することも必要と考える。